

新しい競争ルールの在り方に関する作業部会 第3回 議事要旨

- 1 日 時 平成19年2月16日（金）15:00～17:00
- 2 場 所 総務省5階第4特別会議室
- 3 出席者
 - ・ 構成員（五十音順、敬称略）
池田千鶴、依田高典、佐藤治正、菅谷実、林秀弥、舟田正之、松村敏弘
 - ・ オブザーバー（敬称略）
菅久修一
 - ・ 総務省
電気通信事業部長 桜井俊、事業政策課長 鈴木茂樹、
料金サービス課長 谷脇康彦、公正競争推進室長 今川拓郎、
料金サービス課課長補佐 飯村博之・横手哲二、
事業政策課課長補佐 西澤雅道
- 4 議事内容
 - 開 会
 - 議 事
 - 閉 会
- 5 主な議論
 - (1) 市場支配力の概念整理について
 - 資料2のp10で「不可欠施設等」といったとき、(1)の自然独占性又はネットワーク外部性等を含めるのは学界でも希な事例であり、非常にチャレンジングな試み。
 - 資料2のp7のEUの共同支配は、単一の市場における複数の異なる企業による共同的市場支配を指すと考えられるが、資料2のp17の1の例にあるような、異なる市場で互いに密接な資本関係を有する事業者が一体的な事業運営を行う場合は、競争法上、単独支配に当たるのではないか。
→資料2のp17の例は、密接な資本関係のある異なる事業者又は同一事業者が異なる市場で支配力を有することを指す。密接な資本関係があれば、独占禁止法上の企業結合ガイドラインでは一つの事業者グループと見るべきものだとしても、電気通信事業法上は、具体的に事業規律を課すため、資本関係を必ずしも加味していない。
 - (1)の関連で、WTOの文書に番号や周波数による制約の話が書かれていたのではないか。
 - 資料2のp17の2の例にある「その力を利用して」の「抱き合わせ販売」は、独占禁止法での強制的なものに限らないことに留意されたい。また、1の例③は、2にも当てはまる場合もある。
 - (2) 企業グループによる市場支配力・レバレッジについて
 - 林構成員から資料の提出があり、企業グループの場合にどのような市場支配力が生ま

れるかについて説明があった。

○池田構成員から資料の提出があり、合併規制におけるレバレッジについて欧州の事例を中心に説明があった。

○独占禁止法と電気通信事業法の両方のツールがあるが、前者は事後的だが、後者は事前的に蓋然性を見てルールを作る必要がある。また、歴史的に当初から独占者が存在するという電気通信事業分野の特殊性も考慮すべき。事前的に抑止機能を持つ制裁金についても、日本は低い状況にあることも留意すべき。英国では、OFCOMが競争法と事業法を使い分けていると聞くと、この運用状況を参考にすべきではないか。

○池田構成員の事例にあるGEは、通信のような出発点で規制が必要な市場とは異なること、また、林構成員の資料の状況は、例外的なケースでは競争制限的な効果を持つことがあると理解すべきことに、各々留意すべき。

(3) 市場支配力に関する今後の主な論点について

(4) フリーディスカッション

○最終顧客の情報を不可欠設備を保有する事業者が全て握っていることが、市場支配力の一つの源泉となる。物理網・通信サービスレイヤからその上のレイヤに対するレバレッジは、上のレイヤでの競争がある程度確保できれば、競争上の懸念は薄まるのではないか。

○固定系は不可欠設備に長期増分費用方式による厳格な規制がかかっており、世界で最も透明で厳しいものであることから、レバレッジは相当程度遮断されていると見ざるを得ないが、それでも市場支配力があるとすれば、別の理由があると理解すべきではないか。一方、移動系は設備競争が起こっており、議論の余地がある。

→過去の努力により、問題はかなり減ったが、まだ幾らか残っていると解釈すべき。アクセス網は増分費用ではなくNTTの実費用ベースであり、NTTの申請に基づき接続料を認可しているため、それが低すぎるというなら再申請する自由がある。小売で生じる市場支配力が、競争の結果から出てきたものなのか、オープン化の努力をしているところの不可欠設備や情報等による優位性の問題からなのかを、総務省が競争評価等を通じてオープンに判断していくことが必要なのではないか。

○資料5のp1の図は、議論の余地がある。

→DSLのような競争的なサービス市場では、禁止行為を適用する必要があるのかという議論は必要。また、垂直方向のレバレッジは、下から上へも、上から下へも両方あり得る。

○下位レイヤでの顧客情報がどれだけ上位レイヤに作用しているかは重要。顧客情報に対しては、何か規制があるのか。

→明確な規制は存在していないが、ドミナント規制に加え、NTT再編成時等の公正競争要件等における関連規定に基づき、総体的に対処しているのが現状。

○独占禁止法の企業結合規制では、一定の取引分野を画定し、画定された一定の取引分野ごとに競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する。競争を実質的に制限することとなると判断される場合にも、当事会社によって、部門売却や適正な条件による特許権の開放等の問題解消措置が執られることにより、根源となる問題が解消される場合もある。独占禁止法は全てに適用される一般法であるため、問題の源泉に着

目して独占禁止法の対処では足りないものがある場合に、電気通信事業法の規律をすることになる。

→独占禁止法は一般法であるのに対し、事業法は特別法。事業法は、将来を見据えて高い蓋然性を持って市場支配力の濫用が行われると判断せざるを得ないときに、事前規制を行うもの。例えば、市場画定でも、企業結合規制では競争の実質的制限を防止するために関心の対象を中心に市場を考えていくのに対し、事業法では、一般的な市場特性から広く市場を画定していくものであり、両者は性格の異なるもの。

○米国でもFCCとFTCでは目的や判断基準、政策的な手法が異なる。

○FTTHにおけるNTTのシェアが上昇しているが、東西で状況が異なる。競争事業者が能力・意欲を持って対抗したかどうかも重要なのではないか。

○資料2のp24のレバレッジについて、前回紹介のあったオール電化の例が参考となると思われる。不公正な取引方法を適用している点やより多くの情報を持つ事業官庁と競争当局との協力関係なども今後の論点となる。

→東京電力が電気通信事業に参入したときに付した公正競争要件も、好例となるのではないか。

6 その他

○次回の日程は、平成19年3月16日（金）の開催を予定しており、別途ホームページ上に掲載することとした。

以 上